

陳 情	受 理 番 号	148	受 理 年 月 日	令和2年8月31日	付 託 委員会	総 務
件 名	日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出を求める陳情					

**日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、
国会が批准することを求める意見書の提出を求める陳情**

陳情の趣旨

住民福祉の増進と核兵器廃絶・世界平和実現のための日頃のご尽力に心より敬意を表します。広島・長崎に原子爆弾が投下されてから75年が経過しました。

2017年7月7日、国連は核兵器禁止条約を加盟国の3分の2にあたる122ヶ国の賛成多数で可決しました。以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の84ヶ国。批准国は44ヶ国となり、発効に必要な条件(50ヶ国)まで残り6ヶ国となっています。

条約は、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者ととともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

日本政府は被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、下記の事項について取り組むよう要望する意見書を提出することを要請します。

記

- 1 日本政府は、すみやかに核兵器禁止条約に署名すること。
- 2 国会はすみやかに核兵器禁止条約を批准すること。

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、衆・参両院議長

【自治体意見書・例文】

日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、 国会が批准することを求める意見書（案）

国連は、広島と長崎に原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017 年 9 月 20 日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の 84 ケ国。批准国は 44 ケ国となり、発効に必要な条件（50 ケ国）まで残り 6 ケ国となっています。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、次の事項について取り組むよう要望します。

- 1 日本政府はすみやかに核兵器禁止条約に署名すること。
- 2 国会はすみやかに核兵器禁止条約を批准すること。

上記のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長

令和 2 年 9 月 日

沖縄県（〇〇〇市町村議会）